

監査の結果に基づき講じた措置等

令和 5 年度

<p>■定期監査 (第 3 回)</p> <p>□隨時監査 (第 回)</p> <p>□財政援助団体監査</p> <p>□指定管理者監査</p> <p>□工事監査</p>	<p>対 象 部 課</p> <p>福祉保健部 (保健医療担当部)</p> <p>介護保険課</p> <p>監査結果の通知日</p> <p>令和 6 年 3 月 27 日</p>
<p>指 摘 事 項 (要 望 事 項)</p> <p>第 2 監査の結果</p> <p>6 備品について</p> <p>(2) 「非活用」なもの、「廃棄」されていないもの</p> <p>① 非活用となっているものがあった。</p> <p>講じた措置の内容</p> <p>非活用となっていたレーザープリンタを廃棄しました（令和 7 年 3 月 6 日付け備品台帳から削除）。</p>	